

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	沼田市

沼田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 沼田市役所 経済部 農林課
所在地 群馬県沼田市下之町888番地
電話番号 0278-23-2111
FAX番号 0278-25-8660
メールアドレス nourin@ctiy.numata.gunma.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、カラス、カモシカ、ツキノワグマ、タヌキ、サギ、カルガモ
計画期間	令和 8 年度 から 令和 10 年度
対象地域	沼田市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稻、ソバ、リンゴ、柿、チャ、スイカ、トマト、柿、フキ、ワサビ、ワラビ、トウモロコシ、ヤマイモ、サツマイモ、ジャガイモ、コンニャク	2,403	28
ニホンジカ	水稻、アズキ、リンゴ、ウメ、ネギ、ダイコン	359	10
ニホンザル	トウモロコシ、カボチャ、ダイコン、ジャガイモ	316	7
ハクビシン	カキ、ブドウ	40	1
アライグマ	数値的な被害は確認出来ないが、捕獲や目撃がある。	—	—
カラス	ラッカセイ、カキ、リンゴ、ナシ、ブドウ	1,011	6
カモシカ	数値的な被害は確認出来ないが、葉物野菜の食害、踏み荒らしや目撃がある。	39	1
ツキノワグマ	モモ、ブルーベリー、サクランボ、トウモロコシ	219	5
タヌキ	数値的な被害は確認出来ないが、捕獲や目撃がある。	—	—
サギ	数値的な被害は確認出来ないが、河川への放流魚被害、生活環境被害や目撃がある。	—	—
カルガモ	数値的な被害は確認出来ないが、捕獲や目撃がある。	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	平成13年頃から川田地区・利根地区で出没するようになった。平成17年頃から出没が多発したが、豚熱(CSF)発生の影響により令和2年度に農業被害が大幅に減少。翌年大幅に被害が増加し、以降の被害は増加傾向にある。警戒心の強さから捕獲が困難である上、住宅地付近への出没も例年並みに確認されており、人的被害も懸念される。
ニホンジカ	以前から管内に生息していたが、利根地区では平成に入ってから出没が多発し農作物に多くの被害を与えてきた。現在は、利根地区以外の地区でも生息は確認されているが、捕獲や恒久柵、電気柵の効果か被害は減少傾向にある。
ニホンザル	利根地区に推定11群、約250頭・池田地区に推定1群、11頭が生息しており、野菜や果樹に被害を与えている。平成14年から発信器による動向調査を実施し、農家へ情報提供を行っているが現在も減少傾向ではあるが被害の発生が続いている。
ハクビシン	平成14年頃から池田地区で果樹を中心に被害を与えてきたが、単独での被害量が少ないため目立たない。現在では市街地を含む全域で生息が確認されている。また、市街地では住宅等へ侵入する生活環境被害も確認されている。
アライグマ	平成20年度に池田地区で1頭捕獲されて以降捕獲が無かったが平成30年度に川田地区で1頭捕獲され、現在は市街地を含む全域で生息が確認されており、少数ではあるが毎年度捕獲されている。また、市街地では住宅等へ侵入する生活環境被害も確認されている。
カラス	以前からリンゴやトウモロコシを中心に被害を及ぼしている。近年では果樹園の被害が目立っている。
カモシカ	平成の初頭までは林縁部での目撃程度であったが、平成15年頃から農作物の食害や踏み荒らし被害が発生している。
ツキノワグマ	以前から管内の山林に生息しており、トウモロコシや果樹を中心に大きな被害を及ぼしている。近年は人家近くへの出没が増加し、令和7年度には3件の人身事故が発生しており、人的被害の増加が懸念される。
タヌキ	管内の山林に生息していたが、過去には捕獲の対象としていなかったことから錯誤捕獲により放獣がされていた。これにより個体数の増加が予想されている中で、目撃情報も多くなっている。
サギ	農林水産被害は特定できていないが、河川への放流魚被害、人家近くの林に営巣して住み着き、鳴き声による騒音被害が報告されている。
カルガモ	管内の山林に生息していたが、過去には捕獲の対象としていなかったことから、個体数及び農作物被害の増加が予想される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	2,403	28	2,163	20
ニホンジカ	359	10	323	7
ニホンザル	316	7	284	5
ハクビシン	40	1	36	0.8
アライグマ	—	—	—	—
カラス	1,011	6	910	4

カモシカ	39	1	35	0.8
ツキノワグマ	219	5	197	3
タヌキ	—	—	—	—
サギ	—	—	—	—
カルガモ	—	—	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・特措法に基づき鳥獣被害対策実施隊を11班で編成し、各担当地区において、銃器、わなを用いて対象鳥獣を捕獲している。捕獲個体については、捕獲従事者が埋設等の処理を行っている。</p> <p>また、遠隔・自動捕獲機器及び捕獲通報装置を活用し、捕獲強化を図った。</p>	<p>捕獲隊員の減少及び高齢化により野生鳥獣の生息数増加に対し捕獲が追いつかない状態が続いているため、後継者の育成及び確保が急務である。</p> <p>ニホンザルについては、被害を及ぼす加害群が複数存在し、加害レベルの高い群を中心に追跡のための発信機の装着を進めているが、目標とする個体数調整には至っていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ニホンジカ対策として、平成7年度から補助事業を活用し利根地区に約48.6kmの鋼製侵入防止柵を設置。池田地区においては令和元年度以降に約9kmの鋼製侵入防止柵を設置、令和7年度には小規模農村整備事業(県民参加型)を活用し、約370mの金網柵を設置した。</p> <p>また、平成17年度から市単独事業により獣害防止柵設置に対し一部補助を行っている。</p>	<p>利根地区の侵入防止柵の維持管理については、各地区有害鳥獣対策協議会で実施しているが、一部の地区では高齢化が進み、侵入防止柵の管理を十分に行えない状況となりつつある。</p> <p>電気柵を設置する農家が増えてきたが、設置方法及び管理に問題があり野生鳥獣の侵入を許してしまう事がある。</p> <p>地域住民が中心となり追い払いなどを行っているが、高齢化が進んだ集落では十分な追い払いが不可能となりつつある。また、追い払いができない地域が増加傾向にある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>ニホンザルに装着した発信機により、野猿動向調査を実施し、住民への野猿情報の提供をしている。また、群出没を通知、発信器の情報を活用して追い払いを実施している。</p> <p>専門家により農地等の収穫残渣や放任果樹の適切な処理について農業者に助言を行っている。</p> <p>専門家による電気柵の設置等の適切な設置の仕方、管理の仕方について助言・指導を行っている。また、被害農家については被害防止対策の手法について助言や事後フォローも実施している。</p>	<p>発信機が未装着または電池寿命等で情報不足のニホンザルの群があると考えられることから、引き続き捕獲による発信器の装着を実施しなければならない。</p> <p>収穫残渣や放任果樹の適切な処理について農業者に助言を行っているが、いまだに改善されないケースがある。</p> <p>電気柵を設置する農家が増えてきたが、設置方法及び管理に問題があり野生獣の侵入を許してしまう事がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物被害は減少傾向にあるが、増加に転じないため引き続き集落や地域が主体となって積極的に被害防止対策を推進できるよう、講座開催、情報提供、アドバイス等を通じて意識改革及び、防護柵等の設置指導を行い、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。捕獲については体制の強化を図るため、従事する鳥獣被害対策実施隊の育成対策、後継者の確保を猟友会と連携して支援を行う。有害捕獲についてはICT技術を活用して捕獲活動の効率化を進める。また、狩猟期間においても有害鳥獣捕獲の位置づけで捕獲奨励を行い、これを推進する。</p>	
イノシシ	<p>箱わな及びくりわなを導入し、安定した捕獲を行い、個体数の減少を図る。また、被害防止のため、侵入防止柵の導入を推進する。狩猟期間においても有害鳥獣捕獲の位置づけで捕獲奨励し、必要に応じて有害鳥獣捕獲を行う等、捕獲を推進する。</p>
ニホンジカ	<p>箱わな及びくりわなを導入し、安定した捕獲を行い、個体数の減少を図る。また、被害防止のため、侵入防止柵の設置を推進する。狩猟期間においても有害鳥獣捕獲の位置づけで捕獲奨励し、必要に応じて有害鳥獣捕獲を行う等、捕獲を推進する。</p>
ニホンザル	<p>専門機関による生息群の調査、分析の実施及び指導助言により、箱わな等による適正な個体数調整を行うとともにラジオテレメトリやGPSを利用し、接近警報を地域住民と共有し、地域と連携した追上げの実施を図る。個体数調整及び被害防止対策を有効に行うため、群馬県ニホンザル適正管理計画に基づき、計画的な捕獲を実施する。</p>
ハクビシン	<p>捕獲を推進するため、被害農家を中心にわな免許の取得を積極的に促し、補助事業等を活用した侵入防止柵設置を推進する。</p>
アライグマ	<p>捕獲を推進するため、被害農家を中心にわな免許の取得を積極的に促し、補助事業等を活用した侵入防止柵設置を推進する。また、外来生物法による捕獲についても検討、推進する。</p>
カラス	<p>被害防止のため、花火による追払いや銃器、箱わなによる捕獲を行う。</p>
カモシカ	<p>生息調査や被害調査を行い、侵入防止柵の設置を推進するとともに、必要に応じて計画的な捕獲を検討する。</p>
ツキノワグマ	<p>農作物被害のほか、人的被害が発生した経過があることから、被害が発生または発生の恐れがある場合は捕獲を行う。</p>
タヌキ	<p>捕獲を推進するため、被害農家を中心にわな免許の取得を積極的に促す。また、補助事業等を活用した侵入防止柵設置を推進する。</p>
サギ	<p>生息調査や被害調査を行い、巣及び卵の撤去を中心とした追払いや必要に応じて計画的な捕獲を実施する。</p>
カルガモ	<p>被害防止のため、花火による追払いや銃器、箱わなによる捕獲を行う。</p>

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名して適切に実施する。わな免許を所持している被害農業者については、鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制を補完する。また、狩猟期間においても有害鳥獣捕獲体制を維持する。

なお、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある場合については、場所(状況)状況によっては鳥獣被害対策実施隊がライフル銃を所持の上対応し、巻き狩りやツキノワグマの出没時などの緊急時においてもライフル銃(特定ライフル銃含む)を使用した捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度	イ ノ シ シ	<p>沼田市鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。</p> <p>導入した捕獲通報装置、捕獲等情報処理アプリのICT活用により捕獲活動の効率化を推進する。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、補助金による支援をすることで、狩猟免許の取得を推進する。また、SNSや広報を通じて広く周知を行う。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
	タ ヌ キ	
	サ ギ	
カ ル ガ モ		

令和9年度	イノシシ	<p>沼田市鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。</p> <p>導入した捕獲通報装置、捕獲等情報処理アプリのICT活用により捕獲活動の効率化を推進する。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、補助金による支援をすることで、狩猟免許の取得を推進する。また、SNSや広報を通じて広く周知を行う。</p>
	ニホンジカ	
	ニホンザル	
	ハクビシン	
	アライグマ	
	カラス	
	カモシカ	
	ツキノワグマ	
	タヌキ	
	サギ	
令和10年度	イノシシ	<p>沼田市鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入して捕獲にあたる。</p> <p>導入した捕獲通報装置、捕獲等情報処理アプリのICT活用により捕獲活動の効率化を推進する。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、補助金による支援をすることで、狩猟免許の取得を推進する。また、SNSや広報を通じて広く周知を行う。</p>
	ニホンジカ	
	ニホンザル	
	ハクビシン	
	アライグマ	
	カラス	
	カモシカ	
	ツキノワグマ	
	タヌキ	
	サギ	
カルガモ		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況及び被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
イノシシ	農業被害は増加傾向にあり、住宅地付近への出没も引き続き目撃されている。近年の捕獲実績や捕獲者の意欲向上も考慮し、450頭を捕獲するものとする。
ニホンジカ	個体数の増加により生息域及び被害地域が年々拡大しているため、2,500頭を捕獲するものとする。
ニホンザル	群馬県ニホンザル適正管理計画(個体群管理(捕獲)の推進)に基づき、計画的な捕獲をするものとする。
ハクビシン	捕獲の推進により個体数及び被害地域は減少傾向にあるが、更なる被害減少を図るため、250頭を捕獲するものとする。”
アライグマ	目撃情報及び捕獲数も年々増加していることから、150頭を捕獲するものとする。

カラス	カラスは頭が良く捕獲が難しいが、被害地域は年々拡大しているため、捕獲方法などを研究し、50羽を捕獲するものとする。
カモシカ	必要に応じて、状況調査と必要最低限の捕獲に向けた計画策定を検討する。
ツキノワグマ	農業被害及び人的被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ捕獲することとする。
タヌキ	被害発生及び目撃情報の増加により、年間150頭を捕獲するものとする。
サギ	捕獲方法などを研究し、必要に応じて計画的な捕獲を実施する。
カルガモ	被害発生及び目撃情報の増加により、状況に応じて捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	450頭	500頭	550頭
ニホンジカ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
ニホンザル	200頭	200頭	200頭
ハクビシン	250頭	250頭	250頭
アライグマ	150頭	150頭	150頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	－頭	－頭	－頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
サギ	10羽	10羽	10羽
カルガモ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については、関係法令のほか群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
イノシシ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、箱わな、囲いわな及びくりわなでの捕獲を行い、必要に応じて銃器での捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺を中心に行う。

ニホンジカ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、箱わな、囲いわな及びくりわなでの捕獲を行い、必要に応じて銃器での捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺を中心に行う。 また、必要に応じてモニタリング調査を行い、生息や被害状況を把握することにより適切な捕獲に取り組む。
ニホンザル	専門家の指導に基づき、年間を通して箱わな、必要に応じて銃器による捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する収穫時期を中心に被害農地及び周辺において、箱わなを使用し捕獲を行う。
アライグマ	過去、捕獲があった地域周辺で目撃及び被害があった場合に捕獲を行う。
カラス	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、囲いわな、必要に応じて銃器による捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺で行う。
カモシカ	必要に応じて状況調査を行い、必要最低限の数の捕獲計画策定を検討する。
ツキノワグマ	農業被害及び人的被害予防等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
タヌキ	目撃情報が多い地域を中心に被害農地及び周辺において、箱わなを使用し捕獲を行う。
サギ	目撃及び被害情報が多い地域を中心に、わな、手取りにより捕獲を行う。
カルガモ	被害情報が多い地域を中心に、わな、必要に応じて銃器による捕獲を実施する。捕獲は被害農地及び周辺を中心に行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマによる住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、又は生じるおそれがあるなど、緊急性の高い対処が求められる場合で、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）を使用することが最善と思われる状況の中で使用。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼田市全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カモシカ ツキノワグマ タヌキ	群馬県小規模農村整備事業、多面的機能支払交付金(国庫)、中山間地域等直接支払交付金(国庫)を利用し、恒久柵の設置を池田地区約4km、川田地区約1km、白沢地区約600mで予定している。	群馬県小規模農村整備事業、多面的機能支払交付金(国庫)、中山間地域等直接支払交付金(国庫)を利用し、令和8年度の設置状況に応じて、継続して恒久柵の設置を検討している。	群馬県小規模農村整備事業、多面的機能支払交付金(国庫)、中山間地域等直接支払交付金(国庫)を利用し、令和9年度の設置状況に応じて、継続して恒久柵の設置を検討している。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カモシカ ツキノワグマ タヌキ	地区の有害鳥獣対策協議会による草刈り等維持管理の実施。 ニホンザルについては、各群に装着してあるテレメトリを活用した野猿動向調査による地域住民への情報提供により、住民による毎日の追い払い活動を実施する。	地区の有害鳥獣対策協議会による草刈り等維持管理の実施。 ニホンザルについては、各群に装着してあるテレメトリを活用した野猿動向調査による地域住民への情報提供により、住民による毎日の追い払い活動を実施する。	地区の有害鳥獣対策協議会による草刈り等維持管理の実施。 ニホンザルについては、各群に装着してあるテレメトリを活用した野猿動向調査による地域住民への情報提供により、住民による毎日の追い払い活動を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度	イ ノ シ シ	<p>放置果樹や取り残し野菜等を除去し、餌となるものを減らすことにより農地周辺へ近寄らせないようにする。</p> <p>地域住民により緩衝地帯を作ることで、野生鳥獣が接近しにくい環境を作る。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
	タ ヌ キ	
	サ ギ	
	カ ル ガ モ	
令和9年度	イ ノ シ シ	<p>放置果樹や取り残し野菜等を除去し、餌となるものを減らすことにより農地周辺へ近寄らせないようにする。</p> <p>地域住民により緩衝地帯を作ることで、野生鳥獣が接近しにくい環境を作る。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
	タ ヌ キ	
	サ ギ	
	カ ル ガ モ	
令和10年度	イ ノ シ シ	<p>放置果樹や取り残し野菜等を除去し、餌となるものを減らすことにより農地周辺へ近寄らせないようにする。</p> <p>地域住民により緩衝地帯を作ることで、野生鳥獣が接近しにくい環境を作る。</p>
	ニ ホ ン ジ カ	
	ニ ホ ン ザ ル	
	ハ ク ビ シ ン	
	ア ラ イ グ マ	
	カ ラ ス	
	カ モ シ カ	
	ツ キ ノ ワ グ マ	
	タ ヌ キ	
	サ ギ	
	カ ル ガ モ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

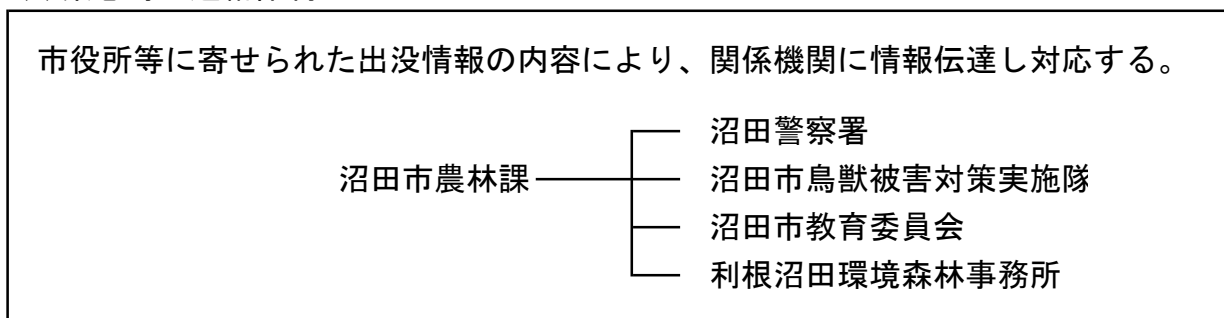
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
沼田警察署	住民への周知、警戒及び避難誘導
鳥獣被害対策実施隊	追払い及び捕獲
沼田市農林課	関係機関との連絡調整
利根沼田環境森林事務所	関連情報の提供と助言指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

清掃工場での焼却処分及び現場での埋設処分を基本とし、生態系に影響を与えないよう適切に処理する。
また、必要に応じて関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国からの群馬県に対する出荷制限に準じ、食品としての利用の推進は控える。
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	必要に応じて、関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称： 沼田市鳥獣害対策協議会

構成の名称	役割
地区鳥獣害対策協議会	地域住民との調整・鳥獣害防止対策実施
利根沼田農業協同組合	農業者との連絡調整
農業委員会	農地等に関する情報提供、助言、指導
沼田市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲の実施
鳥獣保護管理指導員	鳥獣保護の立場から、諸活動への助言・指導と情報提供を行う
沼田市農林課	協議会運営等、連絡・調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
利根沼田農業事務所	関連情報の提供と助言指導
利根沼田環境森林事務所	関連情報の提供と助言指導
鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止施策の助言・指導
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

沼田市鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。
- ・対象鳥獣の捕獲及び追払いを行う。
- ・各地域に捕獲活動を行う隊員を配置する。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化のため協議会事業に対して補助を行い、鳥獣害対策の強化を図る。
課題である実施隊員の高齢化に対応していくため、より一層の実施隊内の連携を図る。
担い手の確保のため、狩猟免許取得経費を補助し費用負担を軽減する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記す。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。